

第 2 種 法 令

放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1 時間 15 分）

2 問題数：五肢択一式 30 問（60 点満点）（16 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。また、アラーム機能の付いた時計は、設定を解除しておいてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。

なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。

- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問いに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は()つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを 1つだけ 選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 定義に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第2条 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第3条第5号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（ されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定放射性同位元素」とは、放射性同位元素であって、その放射線が発散された場合において を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「 」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。』

A	B	C
1 機器に装備	人の身体、生命又は財産に被害	表示付認証機器
2 機器に装備	人の健康に重大な影響	放射性同位元素装備機器
3 密封	人の身体、生命又は財産に被害	表示付認証機器
4 密封	人の健康に重大な影響	放射性同位元素装備機器
5 密封	人の身体、生命又は財産に被害	放射性同位元素装備機器

問2 用語の定義に関する次の文章の下線部の原子力規制委員会が定める線量について、放射性同位元素等規制法上定められているものは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 管理区域 外部放射線に係る線量が原子力規制委員会が定める線量を超え、空気中の放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会が定める濃度を超え、又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が原子力規制委員会が定める密度を超えるおそれのある場所』

- 1 実効線量が1週間につき1ミリシーベルト
- 2 実効線量が3月間につき250マイクロシーベルト
- 3 実効線量が1週間につき300マイクロシーベルト
- 4 実効線量が3月間につき1.3ミリシーベルト
- 5 実効線量が1年間につき1ミリシーベルト

問3 次のうち、放射性同位元素装備機器を製造しようとする者であって特定設計認証を受けようとする者が、原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
- B 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の保管を委託する者の氏名又は名称及び住所
- C 放射性同位元素装備機器の1日最大使用時間
- D 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 4 密封された放射性同位元素の使用の届出に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条 法第3条の2第1項の規定による使用の届出は、別記様式第2の届書により、しなければならない。

2 前項の届書には、令第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面
- (2) 使用の場所及び廃棄の場所の状況、 A 、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にあつては B を示し、かつ、 C 平面図
- (3) B の遮蔽壁その他の遮蔽物が第14条の9第3号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面』

	A	B	C
1	管理区域	使用施設	縮尺及び方位を付けた
2	管理区域	貯蔵施設	その付近の
3	管理区域	貯蔵施設	縮尺及び方位を付けた
4	居住区域	使用施設	その付近の
5	居住区域	貯蔵施設	縮尺及び方位を付けた

問5 表示付認証機器の使用をする者の届出に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条の3 第3条第1項ただし書及び前条第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者（以下「表示付認証機器使用者」という。）は、政令で定めるところにより、当該表示付認証機器の に、次の事項を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 表示付認証機器の第12条の6に規定する認証 及び台数
- (3) 使用の

2 前項の届出をした者（以下「表示付認証機器届出使用者」という。）は、同項各号に掲げる事項を変更したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。』

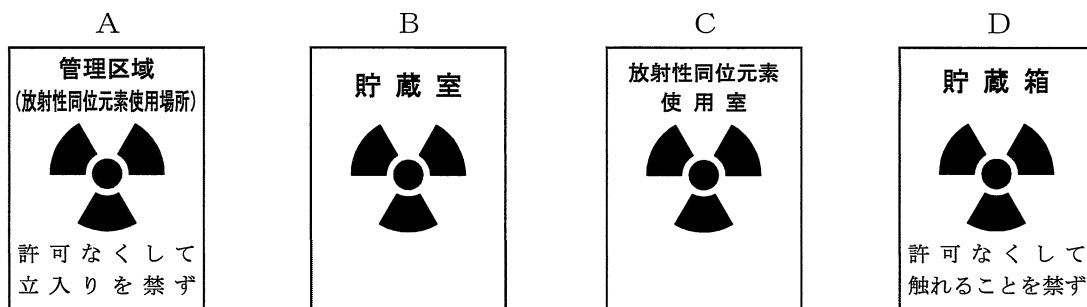
A	B	C
1 使用の開始の日から30日以内	番号	目的及び方法
2 使用の開始の日から30日以内	条件	場所
3 使用を開始する前	番号	目的及び方法
4 使用を開始する前	条件	目的及び方法
5 使用を開始する前	条件	場所

問6 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者（表示付特定認証機器のみを業として販売する者を除く。）が、原子力規制委員会への届書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
- B 法人にあっては、登記事項証明書
- C 販売の業を適確に遂行するに足る経理的基礎を有することを明らかにする書面
- D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量（予定事業期間が1年に満たない場合にあっては、その期間の販売予定数量）を記載した書面

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問 7 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 8 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、密封された放射性同位元素を固定して取り扱う場合とする。

- A 使用施設は、地崩れ及び浸水のおそれの少ない場所に設けなければならない。
- B 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量は、実効線量で1週間に付き1ミリシーベルト以下としなければならない。
- C 使用施設は、必ず、その主要構造部等を耐火構造としなければならない。
- D 管理区域の境界には、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設を設けなければならない。

- 1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問9 許可使用者の変更の手続きと許可証に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用に係る変更の許可の申請により、使用の場所の変更をしようとするときは、その変更の許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 法人の代表者の氏名を変更したときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- C 氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- D 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出により、密封された放射性同位元素を、橋梁^{りょう}又は橋脚の非破壊検査のため一時的に事業所外で使用するため、使用の場所を変更しようとするときは、その変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問10 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第9条 法第10条第6項に規定する政令で定める放射性同位元素の数量は、密封された放射性同位元素について、 A テラベクレルを超えない範囲内で放射性同位元素の B に応じて原子力規制委員会が定める数量とし、同項に規定する政令で定める放射性同位元素の C は、次に掲げるものとする。

- (1) 地下検層
- (2) 河床洗掘調査
- (3) 展覧、展示又は講習のためにする実演
- (4) 機械、装置等の校正検査
- (5) 物の密度、質量又は組成の調査で原子力規制委員会が指定するもの』

	A	B	C
1	3	化学形等	使用の方法
2	5	種類	使用の方法
3	3	種類	使用の方法
4	5	化学形等	使用の目的
5	3	種類	使用の目的

問11 1個当たりの数量が7.4ギガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計1台のみを使用している許可使用者が、許可使用に関する軽微な変更に係る変更届で変更できる場合として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 表示付認証機器であるレベル計1台を新たに追加して使用する場合
- B レベル計に装備されたセシウム137の使用時間数を増加する場合
- C 使用施設の管理区域を拡大する場合（ただし、工事を伴わないものとする。）
- D 使用中のレベル計と同種、同型の装置であって、1個当たりの数量が3.7ギガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計1台に更新する場合

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問12 次のうち、表示付認証機器を販売しようとする者が、当該表示付認証機器に添付しなければならない文書に記載する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法第12条の4第1項の認証機器製造者等の連絡先
- B 当該設計認証に係る使用、保管及び運搬に関する条件
- C 当該機器について法の適用がある旨
- D 認証番号

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問13 使用施設等の基準適合義務に関する次の文章の A、B に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第13条

2 届出使用者は、その A の B を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。』

	A	B
1	使用施設	遮蔽壁その他の遮蔽物
2	使用施設	位置、構造及び設備
3	貯蔵施設	貯蔵能力
4	貯蔵施設	位置、構造及び設備
5	使用施設及び貯蔵施設	遮蔽壁その他の遮蔽物

問14 使用の基準に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第15条

(14) 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、その放射性同位元素について紛失、 等異常の有無を により点検し、異常が判明したときは、探査その他 を防止するために必要な措置を講ずること。』

A	B	C
1 脱落	目視等	被ばく
2 汚染	打診等	被ばく
3 漏えい	放射線測定器	放射線障害
4 破損	触手等	放射線影響
5 き裂	放射線測定器	汚染の広がり

問15 保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素を耐火性の構造の容器に入れて保管する場合には、その容器について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- B 貯蔵施設には、その遮蔽能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- C 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- D 密封された放射性同位元素を気密性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設において行うこと。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問16 A型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B 弁が誤って操作されないような措置が講じられていること。
- C みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。
- D 周囲の圧力を60キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問17 診療上の被ばくの除外等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 場所に係る測定から線量を算定する場合、自然放射線による被ばくを含むこと。
- B 場所に係る測定から線量を算定する場合、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線による被ばくを含むこと。
- C 外部被ばくによる線量を算定する場合、診療を受けるための被ばくを含むこと。
- D 外部被ばくによる線量を算定する場合、1メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する엑스線による被ばくを含むこと。

1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問18 放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線の量の測定は、作業を開始する前に1回行うこと。
- B 作業を開始した後には、下限数量を超え、かつ、下限数量に1,000を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うときの放射線の量の測定は、6月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- C 70マイクロメートル線量当量率が1センチメートル線量当量率の10倍を超えるおそれのある場所においては、70マイクロメートル線量当量率の測定を行うこと。
- D 作業を開始した後には、事業所等の境界における放射線の量の測定は、1年を超えない期間ごとに1回行うこと。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問19 次のうち、放射線障害予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者
- B 表示付認証機器届出使用者
- C 表示付認証機器のみを販売する届出販売業者
- D 密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問20 次のうち、放射線施設に立ち入る者に対し、放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練を施さなければならない者として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 許可使用者
- B 届出使用者
- C 届出販売業者
- D 表示付認証機器届出使用者

1 ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問21 放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）の健康診断の方法に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、皮膚についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- B 初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断のうち、問診は、放射線の被ばく歴の有無について行うこと。
- C 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率に関する検査は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。
- D 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う健康診断のうち、眼についての検査又は検診は、医師が必要と認める場合に限り行うこと。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問22 次のうち、届出貸業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
- B 放射性同位元素の受入れ又は払出しの年月日及び相手先の氏名又は名称
- C 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- D 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問23 届出販売業者がその業を廃止し、その旨を原子力規制委員会に届出を行った。販売の業を廃止した日に所有していた放射性同位元素を運搬のために所持することができる期間として、放射性同位元素等規制法上定められているものは次のうちどれか。

- 1 販売の業の廃止の日から 10 日
- 2 販売の業の廃止の日から 15 日
- 3 販売の業の廃止の日から 30 日
- 4 販売の業の廃止の日から 60 日
- 5 販売の業の廃止の日から 90 日

問24 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出賃貸業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射性同位元素の取扱いにおいて計画外の被ばくがあったときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者で5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者で0.5ミリシーベルトを超えたときのみ、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 許可使用者は、貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問25 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- B 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者
- C 5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- D 20テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問26 放射線取扱主任者免状の交付等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 免状を汚した者でその再交付を受けようとするものは、放射線取扱主任者免状再交付申請書に、汚した免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 免状を失った者でその再交付を受けようとするものは、放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- C 免状を失った者で免状の再交付を受けたものは、失った免状を発見したときは、再交付された免状を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。
- D 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問27 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の A ～ D に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、誠実にその A を遂行しなければならない。

2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に立ち入る者は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく B 又は C の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、D に関し、放射線取扱主任者の意見を尊重しなければならない。』

	A	B	C	D
1	職務	命令	放射線障害予防規程	放射線障害の防止
2	職務	措置	原子力規制委員会規則	放射性同位元素の取扱い等
3	職務	措置	放射線障害予防規程	放射性同位元素の取扱い等
4	義務	措置	放射線障害予防規程	放射線の安全
5	義務	命令	原子力規制委員会規則	放射線障害の防止

問28 放射線取扱主任者定期講習（以下「定期講習」という。）に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- B 表示付認証機器のみを業として販売する届出販売業者は、放射線取扱主任者に定期講習を受けさせることを要しない。
- C 許可使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- D 放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者は、定期講習を受けたことのない者を放射線取扱主任者に選任した場合は、選任した日から1年以内に定期講習を受けさせなければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問29 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素が装備されているレベル計のみ3台を使用している許可使用者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が90日間であったので、第1種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任し、選任した日の35日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- B 出張の期間が20日間であったので、第1種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- C 出張の期間が2日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
- D 出張の期間が45日間であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を代理者に選任し、選任した日の20日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問30 放射線業務従事者の一定期間内における線量限度に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 実効線量限度は、4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルトである。
 - B 実効線量限度は、平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルトである。
 - C 眼の水晶体の等価線量限度は、4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト及び平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルトである。
 - D 皮膚の等価線量限度は、4月1日を始期とする1年間につき1シーベルトである。
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

